



なごの労福協

〈ライフサポートセンター〉

第289号 2015年3月6日

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山 千弘

編集人 今井 啓次



構成団体合同研修会の様子

活発な議論を行っていただき「と挨拶を行いました。続いて中央労福協・高橋 均アドバイザーより「これからの労働者自主福祉運動について」と題し



講演する中央労福協高橋アドバイザー

体の連携協同を前

最後に「連携・協同に向けて」と題し、高橋講師は、「歴史を忘れた民族は滅びるとの言葉がある。労働組合運動及び労働者福祉事業の歴史を語り継ぐ人材（語り部）や、現在の活動におけるリーダー（世話役的存在）の育成が、今後重要性を増してくる」と訴えられました。

本日は現在までの、『連携・協同検討委員会』『労働者福祉学校』などの論議を踏まえ、意見交換会を行います。長野県の勤労者のために何が出せるのか、その具体的な行動について、



挨拶をする県労福協中山理事長

感謝申し上げます。

「日頃から労福協活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。高橋講師からは、まず、「あ

・各構成団体が労福協の理念、目的、役割を明確にし、労働団体が主体的に活動して行く。・労金・労済の地区推進会議を、住宅生協・県生協連を交え、共同で開催する。



意見交換会で司会を務める根橋連携・協同検討委員会委員長

根橋連携・協同

提に、①福祉事業団体の収益の一部や労働組合の闘争積立金の利息の一部を公益（労働運動や勤労者全体に還元）へ、②労働条件の脆弱な非正規労働者へのアプローチを行うことの重要性を訴えられました。

労働団体と事業団体の協同・連携に向けて！ 2014年度構成団体合同研修会開催！

1月20日（火）、千曲市・上山田温泉において、構成団体合同研修会を開催しました。今回は「各構成団体が連携・協同に向けてどのような役割を發揮して行くか（具体的な行動）」をテーマに意見交換を中心に行いました。

2015年新春交歓会開催! ～普通に働いて普通に生活できる社会めざして～

1月7日(水)、長野市・ホテル国際21において、県労福協構成団体による実行委員会主催の新春交歓会が、来賓62名を含む約270名が出席し賑やかに開催されました。

なお、前段で約200名の参加で「労働福祉セミナー」を開催し、経済ジャーナリスト須田慎一郎さんから「総選挙後の日本を読み説く」となる日本経済、長野経済」と題して講演をいただきました。

構成団体代表者が登壇し、中山理事長が主催者を代表して挨拶を行いました。被災地において復興に取り組む



紹介を受ける構成団体代表の皆さん

とともに、慣れ親しんだ土地を離れて避難生活を強いられている皆様には、一日も早く穏やかな生活を取り戻せることを心よりご祈念申し上げます。昨年は、2月の豪雪災害に始まり、南木曾の土石流災害、御嶽山の噴火災害、神城断層地震災害など長野県下は立て続けの災害に見舞われました。犠牲に

なられた皆様のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災者の生活再建、被災地の復興・再生への道りがまた遠く厳しい中、私たちは、この災害を絶対に風化させてはいけません。再度、勤労者全員で「絆・共助」を意識して、被災地の皆様に寄り添った復興・再生に向け活動を進めていきましょう。

一方、働くものの環境は厳しいものがあります。勤労者が犠牲になる経済優先主義は認められません。現政権がデフレ脱却・経済の好循環を望むのであれば、GDPの6割を占める個人消費の拡大を優先的に進めなければデフレ脱却も経済の好循環も難しいと思います。つまり、労働者・勤労者の家庭を大事にする、家計・財布を温める政策、将来不安をなくす政策からスタートすべきです。労働団体は2015年春闘は賃金引き上げに全



講演する須田慎一郎氏(経済ジャーナリスト)



挨拶する阿部長野県知事

力で戦います」と抱負をのべました。続いて来賓を代表して、阿部長野県知事より「この間、県労福協の皆様には日頃より長野県政にご協力いただき、大変感謝申し上げます。長野県は、新5カ年計画をスタートさせ「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を基本目標に対応して行きます。その中で、特に人口減少対策、若者や女性や障がい者を含む雇用の安定が重要であると考えています」と挨拶をいただきました。

その後、長野県経営者協会、専務理事の水本正俊さんのご発声により祝宴となりました。今年は県労福協の設立55年にあたり、そして一般社団法人へ移行してから5年目の節目の年を意識し、真田勝関太鼓を披露いただき交歓会に華を添えて頂きました。



勇壮な真田勝関太鼓の演奏

連合長野
連合長野第27回地方委員会を開催
「賃上げ」「時短」「政策制度実現」「経営対策活動」の4本柱に全力を挙げて取り組む



挨拶する中山会長

連合長野は1月23日(金)、長野県松本勤労者福祉センターにおいて、2015春季生活闘争方針を決定する「第27回地方委員会」を開催した。執行部、地方委員、女性・地協特別地方委員、傍聴など約100名出席のもと、経過報告、春季生活闘争方針などの議案を採択した。

冒頭、中山会長は、『労働者を取り巻く環境は、物価上昇が賃金上昇を上回り実質賃金は17ヶ月連続で前年を下回り、アベノミクスによる株高・円安は大手企業業績を好調に推移したが、長野県内の中小零細企業は円安逆効果で原材料費値上げに苦しんでいる。更に4月の消費税増税は生活弱者の格差拡大・固定化を招き極めて厳しい状況が続いている。安倍政権は、世界で一番ビジネスをしやすい国にするとして、働く者を犠牲にして国を発展させるべく「労働法制改悪法案」を国会に上程し通過させることを目指しているが、これを断固阻止しなくてはならない。今時闘争は月例賃金アップに徹底的に拘る底上げ闘争とし、すべての働く者の「傷んだ雇用・労働条件」の復元をはからなければならぬ。

賃上げ・労働条件の改善を通じて、日本社会の劣化を食い止め自助・共助・公助が調和した社会の実現には、「底上げ・底支え・

格差是正」が必須となる。「人財を軸とした産業力・企業力の強化による持続的な成長の実現」に向け「賃上げ」「時短」「政策制度実現」「経営対策活動」の4本柱に全力を挙げて取り組んでいく。今、格差社会の弊害が社会問題化している。連合長野はすべての労働者の処遇改善に向けた取り組みをスタートしていく。

2015春季生活闘争は、広く労使協議の場と捉え、春だけの交渉でなく、年間を通じて労使協議のスタートと位置付けることを労使で確認しよう』と訴えた。

その後、根橋事務局長より連合長野春季生活闘争の基本スタンスを踏まえた、すべての組合が「賃金カーブ維持分+賃上げ2%以上」、絶対額として191組合35,397名の賃金実態調査より策定した「10,600円以上(賃金カーブ維持分4,500円+賃上げ6,100円)」を要求すること、賃金実態に基づく年齢ポイント毎の到達水準に賃金にむき合う闘争にすることなどを柱とする方針案の提案があり、全会一致で確認した。



要求実現のため団結ガンパロー！

格差是正」が必須となる。「人財を軸とした産業力・企業力の強化による持続的な成長の実現」に向け「賃上げ」「時短」「政策制度実現」「経営対策活動」の4本柱に全力を挙げて取り組んでいく。今、格差社会の弊害が社会問題化している。連合長野はすべての労働者の処遇改善に向けた取り組みをスタートしていく。

2015春季生活闘争は、広く労使協議の場と捉え、春だけの交渉でなく、年間を通じて労使協議のスタートと位置付けることを労使で確認しよう』と訴えた。

その後、根橋事務局長より連合長野春季生活闘争の基本スタンスを踏まえた、すべての組合が「賃金カーブ維持分+賃上げ2%以上」、絶対額として191組合35,397名の賃金実態調査より策定した「10,600円以上(賃金カーブ維持分4,500円+賃上げ6,100円)」を要求すること、賃金実態に基づく年齢ポイント毎の到達水準に賃金にむき合う闘争にすることなどを柱とする方針案の提案があり、全会一致で確認した。

県労連
まもろう憲法と暮らし、ストップ暴走政治。
みんなで実現！賃上げと働きやすい職場、住みやすい地域



春闘方針を決定した第34回評議員会で挨拶する細尾議長

2015年は、憲法をめぐる歴史的な攻防のなかで闘われる春闘です。戦後70年、そして60年目の春闘となります。秘密保護法の強行や辺野古への新基地着手につづいて、安倍政権は春に向けて戦争法案の総合的な準備を加速させ、「戦争する国づくり」の新たな段階がはじまっています。

アベノミクスによる円安・消費税増税によって、労働者・国民の暮らしは悪化の一途です。インフレのもと、実質賃金は減り続ける生活が苦しいと感じる国民は半数以上となっており、生活水準を維持するだけでも2%以上の賃上げが必要で、生活改善と景気回復を実現するにはそれ以上の賃上げが求められます。しかも中小零細で働く労働者にも賃上げを実現していく必要があります。県労連では、月額2万円以上、時給150円以上をめざして頑張ることを決めました。

平和の問題、働くルールの問題などすべての労働者に関わる課題について闘うことも春闘のひとつです。戦争に反対し平和を守ることは、労働組合の結成原点です。15春闘は労働組合の存在意義が問われる春闘となります。

労働組合の無い職場で働く労働者が多くいます。また不安定な非正規労働者が増加しています。職場・地域の劣悪な条件ではたらく労働者。いかに呼びかけができて、いっしょに春闘をたたかうことができるかがカギとなります。そのひとつに最低賃金引き上げがあります。最低賃金を時給千円以上実現の運動をもさらに広げるために、「はがき署名」も活用してこれまでに以上に広げていきます。

個々の職場での労働条件改善だけでなく、全体の働くルールが壊されようとしています。安倍首相が穴を開けるとして、岩盤規制の一つが労働法制です。いま「残業代ゼロ」制度の導入を狙っています。一日8時間、週40時間という労働時間の規制をはずして、成果に応じた賃金制度を認めるというものです。第一次安倍内閣時に頓挫した「ホワイトカラー・エグゼンプション」そのものです。年収1075万円以上という条件がありますが、1千万円ならどんな長時間労働でも耐えられる？というものはありません。金額の問題ではないのです。



新春宣伝で「賃上げ」を訴える

住宅生協からのお知らせ

「省エネ住宅ポイント制度」はじまります!



政府は、経済対策に住宅の新築やリフォームの際に断熱性能などを高めた省エネ住宅にすると、ポイントを受けとることができる制度を復活させる方針を固めました。

この制度は過去に2度実施された「住宅エコポイント制度」とほぼ同じですが、今回は半分以上復興支援商品との交換等というようなしぼりはありません。詳しい内容に関してはお問い合わせ下さい。

エコリフォームについて

○平成26年12月27日以降の工事契約

○平成26年12月27日～平成28年3月31日までに着工

○平成27年2月3日以降に工事完了

の工事が対象となります。また、予算がなくなり次第終了となります。

対象となる工事と、ポイントですが、

- 窓の断熱改修
- 壁床天井の断熱改修
- エコ住宅設備設置 (3項目以上)
- 同時にバリアフリー改修、エコ住宅設備設置・耐震改修等を行うことで、最大45万ポイント発行されます。

内窓がお得!

利用頻度の高い部屋だけの内窓リフォームであれば、数十万円のリフォーム費用で済ませることができます。そして、その工事内容に付与されるポイントの平均的な水準が、およそ6万～7万ポイントとなります。費用対効果の面で最もバランスが取れていると考えられます。

リフォームをやるのであれば、賢く行いましょう。

省エネ住宅ポイント制度及びキャンペーンの詳しい内容に関してはお問い合わせ下さい。

長野県労働者住宅生活協同組合 TEL026-234-0283

住宅生協では組合員の皆様のために

住宅ポイントが付く **2重窓化** エコリフォーム

平成28年3月31日まで

内窓を特別価格で提供

特別価格 定価の **35%OFF**

例えば... リビング掃き出し窓 定価86,200円が W=1670 H=2000
→56,030円 さらに省エネPが 実質 **36,030円** 2000Pがついて

※現地調査費、オプション品(ふかし枠等)、取付費、搬入費等は別途がかかります。

エコリフォームの対象期間

12/26までに工事請負契約	建築者工 工事着手	実施日・実施予定日			ポイント対象可否
		~12/26	12/27~	2/3~	
未実施	未実施		工事請負契約 建築者工・工事着手	工事完了	対象に出来ます
実施済	未実施	工事請負契約	建築者工・工事着手	工事完了	12/27以前に契約しているため対象外
		工事請負契約	変更請負契約 建築者工・工事着手	工事完了	契約を変更してから、着工・着手すれば対象に出来ます
実施済	実施済	工事請負契約	建築者工	工事完了	12/27以前に契約し、着工・着手済みのため対象外

エコリフォームの対象となる工事

《対応エコリフォーム》 ①窓の断熱改修…1.内窓の設置 2.窓交換 3.ガラス交換
②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③設備エコ改修(3種以上を設置する工事)

④その他の工事等

- A.バリアフリー改修 最大80,000ポイント
- B.エコ住宅設備の設置 最大24,000ポイント ※基本86,000ポイント
- C.リフォーム 耐震保険 11,000ポイント
- D.耐震改修工事 150,000ポイント*
- ⑤既存住宅購入 加算 最大100,000ポイント*

*①～③の内、いずれか1つ以上のリフォーム工事【必須】

- ①②③のエコリフォームに併せて④(A～D)⑤の工事等を行った場合、ポイントが加算されます。
- 一戸あたり最大**300,000**ポイント ※耐震改修工事は+150,000ポイント(最大450,000ポイント)

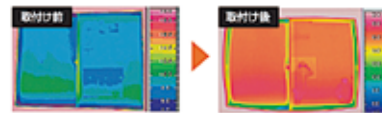
寒さ・結露のお悩みは、防音・断熱内窓インプラスにおまかせ!

LIXIL イン・プラス

寒さのお悩みには... 二重窓にすると断熱性が飛躍的にアップします。

インプラス 今ある窓

■冬の窓の室内側表面温度の比較 (LIXIL社内実験結果)



今ある窓につけるだけ マンションなどでもおすすです。

寒いほど温度が低く、暑いほど温度が高いことを示しています。

結露のお悩みには... 二重窓で空気層が生まれると結露が軽減されます!

結露によるトラブル

カビ ダニの発生 放っておくと、カビやダニが発生しアレルギーの原因に!

カビ・ダニの発生を予防!!

お掃除の手間も軽減!!

「生涯生活サポート上小地区研修会」

開催される!

長野県労福協・上小労福協主催、暮らしサポートセンター共催

2月7日(土)、上田高砂殿において毎年恒例となっております「生涯生活サポート上小地区研修会」を開催しました。昨年に引き続き、暮らしサポートセンターとの共催で、未組織の勤労者の皆さんも参加できるように対象者を広げました。

退職後の生活は第二の人生と言われる通り、どう豊かで実りある暮らしを実現するか考えていただくため、ポスター・チラシやDMにより、多くの皆さんに参加を呼びかけました。その結果当日の参加者は関係者を含め54名となりました。

講師には、お馴染みの木島好禪社労士と全労済長野県本部の太田公生事業推進部長に依頼し、木島社労士には「知らないと損をするご退職前後の手続き」と題し、退職前後の注意点や法改正された相続・遺言の内容まで幅広くご講演をいただきました。また、太田部長には「セカンドライフの医療保障・保障の再確認について」と題し丁寧にご説明いただきました。最後に参加された方からアン



真剣に聞いている参加者

ケートの提出をいただきましたが、8割以上の方が「参加してよかった」「わかりやすかった」と答えていただきました。また、来年も続けて参加して理解を深めたいなどのご意見もありました。

今後も、退職前の皆様の不安解消と充実したセカンドライフを送っていただくために、また、何よりも「参加してよかった」と言っていただけの研修会として定着させていきたいと考えています。

飯田地区労福協2014年度の第2回生涯サポート研修会

「ストレスを与えぬ運転を！」

飯田地区労福協では年に数回、会員や一般市民を対象に、暮らしの一助にもらう情報提供の場として「生涯サポート研修会」を行っている。

今年度の2回目は12月4日(木)夜に、「交通安全の意識を高める」地域の交通の特徴から安全を考える」と題して、飯田市内でパネルディスカッションを開き、労組からの参加者に一般の方も混じり約100名が傍聴された。4車線などの高規格道路の増加、環状交差点(ラウンドアバウト)の運用開始、ドライバーの高齢化など、地域の交通事情を踏まえた交通安全を考えた。パネリストには、警察署員、自動車学校の教官、バスのドライバー兼運転指導員、タクシー運転手、自動車共済の損害調査員などの幅広い立場で発言頂き、コーディネーターを地区労福協中島副会長が務めた。

日常的に運転をするプロドライバーからは、「右左折時、反対側に車体を振つてから曲がる車があり、周囲に危険を及ぼす恐れがある」、「携帯電話に出ようと場所を選ばず停車し、交通障害を起こしている例もある」と啓発された。教官からは「ハイブリッド車

は運転の方法も変わる」と車の特性面でもアドバイスを頂いた。警察署員からは「交通量の多い交差点は必然的に事故が増える。改めて意識をして欲しい」「雪や凍結が原因の事故も、これを理由にはできない。十分に注意をすると共に、凍結しやすい場所などは警察に知らせたい」と話された。他に、新ルールで運用開始となったラウンドアバウトの通行方法や、導入の進む歩車分離の交差点、アルコールの分解時間について話を聞いた。

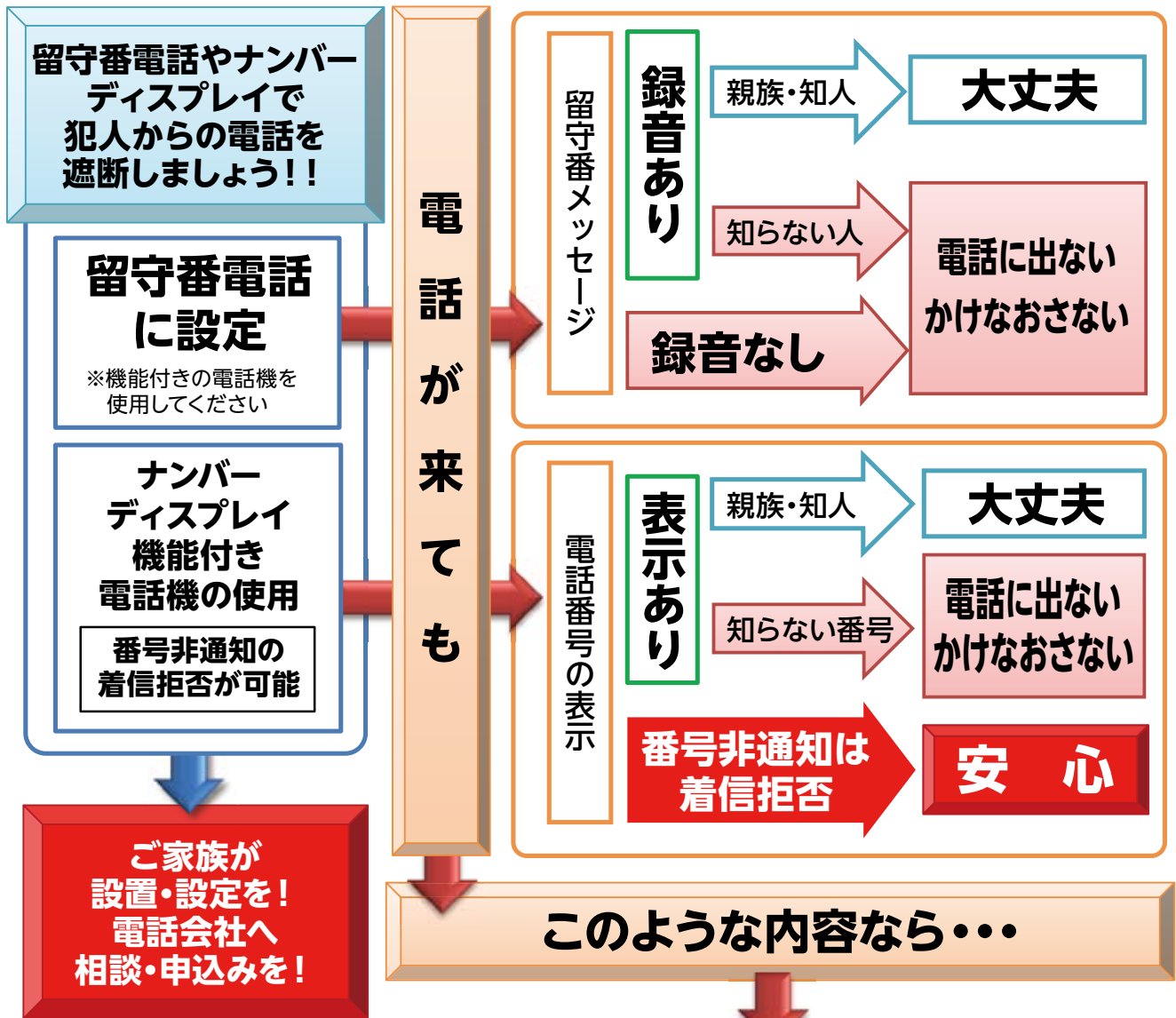
最後に中島コーディネーターは、「周りにストレスを与えない思いやりのある運転に心掛けて欲しい」とまとめた。参加者からは、「色々な人から話を聞けて得した気分だ」との声がかかれた。



パネリストが様々な角度で安全運転の喚起をした研修会

特殊詐欺 こうしておけばだまされない! ~対処版~

犯人は携帯電話(番号非通知)で仕掛ける!



「名義を貸して」「サイト未納料がある」「あなたの名義を削除する必要がある」等と言われた

投資会社から「社債、未公開株を購入しませんか」「必ずもうかる」等と言われた

息子(孫)から電話で「携帯電話番号が変わった」「トラブルになりお金が必要だ」等と言われた

医療還付金について「ATMへ行って手続きして欲しい」等と言われた

詐欺!



警察へ通報

~県民運動“あなたも特殊詐欺被害防止アドバイザー”~
長野県警察

くらし・なんでも相談

シリーズ No.55



山口正人
特定社会保険労務士

退職時の手続きについて



【事例】

3月末に退職予定の者です。退職後の健康保険や年金などについてどうすればいいか分かりません。すべて自分でやらなければならぬと聞き、とても不安です。具体的に何をどうすればいいのかわせてください。(59歳男性)

【回答】

退職時の手続きについてまとめてみましたので、参考にしてください。

1. 健康保険の加入選択について

《任意継続か国保か》
診療時の自己負担割合は、任意継続と国保どちらも同じ3割なので、保険料を比較して安い方に加入する。なお、任意継続には20日以内の提出期限があることから、早めに加入の選択を済ませることが必要。

(1) 健康保険 任意継続被保険者

現在加入している健康保険に被扶養者も含め引き続き2年間加入できる。退職時に保険証を会社へ返却する

際、忘れずに「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出する。

保険料年額は給与から現在控除されている健康保険料を24倍した額となるが、協会けんぽでは330、960円(28万円×9.85%×12)が上限となる。保険料は毎月10日までに翌月分を納付する。納付期限を1日でも過ぎると資格が失効するので注意。

(2) 国民健康保険

居住している市町村に問い合わせ、国民健康保険の保険料年額を確認する。

保険料は、前年の所得額を基本として計算される(所得割・世帯割・人員割)。国保にも保険料上限額が設定されているが、市町村によって金額が異なる。

国保の加入手続きには、「離脱証明書」が必要となるので、在職中に用紙を入手(市町村のHPからダウンロードできる)し、会社の証明を受け退職日まで用意する。資格取得手続きは、退職日の翌日以降この「離脱証明書」を提出して行う。

2. 国民年金加入について

60歳に達するまでは国民年金に加入しなければならぬ。居住している市町村で加入手続きを行う。60歳未満の被扶養配偶者にも保険料納付義務が発生するので、同時に加入手続きをする。

3. 失業給付受給手続きについて

退職後、会社から離職票を受け取る。失業給付を受給する場合には、この離職票と印鑑・預金通帳・運転免許証を持って、居住地の職安に行く。受給日額は、離職前6ヶ月期間の賃金平均日額を基に45〜80%の金額で決定される(上限あり)。

65歳の誕生日の前々日までに退職した場合、基本手当が受けられる。給付日数は、加入していた年数と年齢、離職理由によって90〜330日と定められている。

基本手当と老齢厚生年金は60〜65歳未満の間は併給されないため、どちらか金額の多い方を選択する(通常は失業給付の方が有利)。

65歳以降、基本手当と老齢厚生年金は併給される。

65歳の前日以降の退職者には30〜50日分の高齢給付金(一時金)が支給される。

4. 老齢厚生年金の請求について

年金は、自分で請求しなければ一生もらえない。

老齢厚生年金は、誕生日によって支給開始年齢が変動する(たとえば男性で昭和30年4月2日〜32年4月1日生まれば62歳)。該当する支給開始年齢が

請求するタイミングとなる。

支給開始年齢のおよそ3ヶ月前に年金裁定請求書が日本年金機構から本人に送られるので、届いたら必ず請求する。

5. 住民税納付について

住民税の特別徴収は前年の所得を基準として当年6月から翌年の5月まで給与から毎月天引きする制度。ただし、1月1日以降に退職する場合は、最後の給料で5月までの住民税を一括徴収することが義務付けられている。

退職した本年6月以降の住民税は普通徴収となり、年額を10分割(6月〜翌年3月まで)した金額を本人が直接納付する。再就職した会社に申し出て特別徴収(12分割)に切り替えてもらえることもできる。

6. 源泉徴収票について

退職後、会社から「給与所得の源泉徴収票」を受け取り、再就職する際に次の会社に提出する。

これまでの給与から源泉された所得税は、中途退職の場合未精算の状態なので、もし本年中に再就職しない場合は、平成28年に確定申告を行う必要がある。なお、給与以外に年金や事業所得等がある場合も同様となる。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談

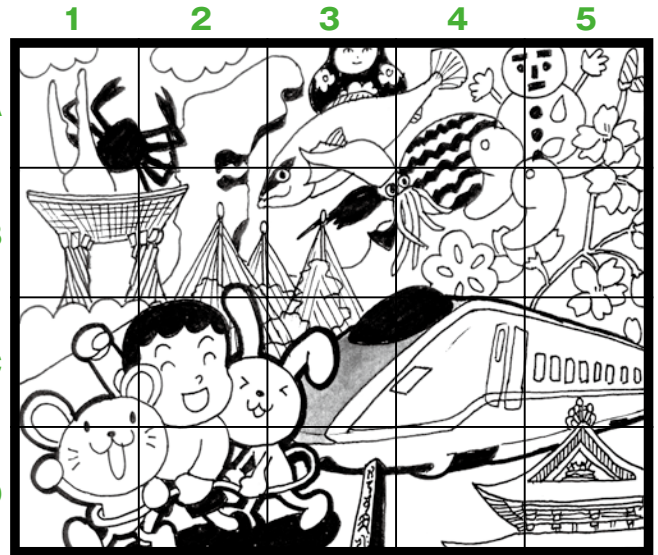
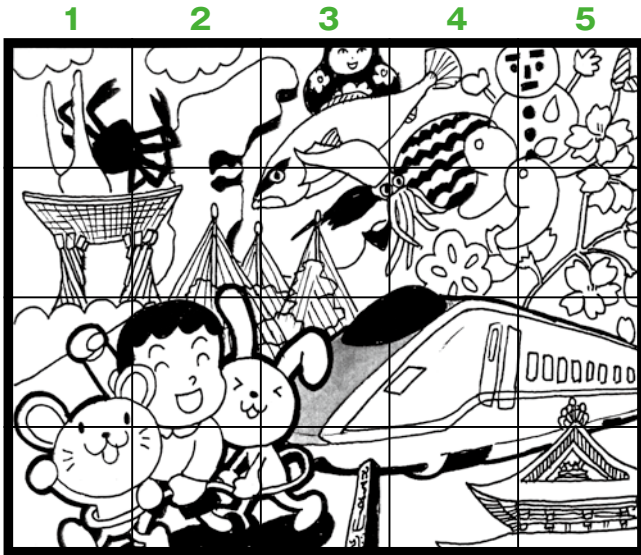
くらし・なんでも相談
ほっとダイヤル

0120-36-6026

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



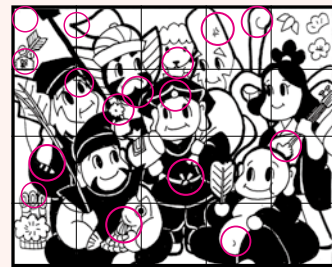
(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- ★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
 - ★その2 FAX番号 026(232)6672
 - ★その3 官製はがき (宛先は表紙にあります。) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
 - クイズの答え(8つ)
 - 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
 - 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。
 - 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
- 締切り3月31日



プレゼントの応募方法



前回の正解は

- 当選者 10名(敬称略)
- 特賞(敬称略) 鳥屋達正子(木祖村)
- 当選者
- 武内 秀子(長野市)
 - 小島 徳幸(上田市)
 - 小林 真(小諸市)
 - 山本 喜幸(安曇野市)
 - 桑沢 浩一(岡谷市)
 - 中村 理恵(諏訪市)
 - 萩原 初美(伊那市)
 - 福澤 典枝(宮田村)
 - 野澤三保子(飯田市)
 - 林 陽子(黍草村)

絆

きずな

東日本大震災から4回目の3・11を迎えることになる。未曾有の被害をもたらした大災害、死者15,889人、行方不明者2,594人、負傷者6,152人(2015年1月9日現在)であります。そして避難者は約23万人とされています。そのうち長野県内に避難されている人は1,073人、394世帯の方々であります(2014年12月2日現在)。改めて被害の甚大さを再確認させられます。ボランティア活動も工夫され復興に向けて努力が続けられています。絆の再確認も怠らないようにと思ひます。

心配事が起こり始めています。働いた時間ではなく、成果に応じて賃金を支払うための労基法改正にむけた動きです。新制度は年収1075万円以上と規定し、労働時間に関係なく労働する仕組みで長時間労働の歯止めがなくなり、働く人は成果を競わされて、過重な労働を強いられる恐れが十分想定できる改悪であると思ひます。そして、一度導入すると年収の基準を低くする等、歯止めがきかなくなる恐れがあるからであります。

春季生活闘争まったただ中。前年の実質賃金は物価上昇に及ばずマイナスであります。要求満額獲得に向けて労使交渉の強化を祈ります。



(今)